

「斎苑」供用開始

3月 定例会の あらまし



平成30年3月定例会は2月13日から3月12日まで28日間にわたって開かれ、初日には30年度の町長施政方針が述べられました。
町長提案の議案36件を審議し、全て原案のとおり可決しました。(2〜4頁)

30年度予算8件は、予算特別委員会を設置して3日間にわたって集中的に審議し、全て原案のとおり可決しました。(5〜7頁)
一般質問では10人の議員が登壇し、活発な議論が行われました。(8〜18頁)

これまで37年の長きにわたり織笠地区で稼働してきた「山田町斎場」が名称を新たに「やまだ斎苑」とし柳沢地区に新築移転され4月1日から供用が開始されました。

新境との調和を図り、最新の技術を用いた火葬炉設備を配したものであります。供用開始に合わせて使用料も左の表のとおり改定されました。

区 分	山田に住所がある者または死亡時に山田に住所があった者	その他の者
	改定前 ⇒ 改定後	改定前 ⇒ 改定後
16歳以上の者	5000円 ⇒ 1万5000円	1万5000円 ⇒ 2万円
16歳未満の者	4000円 ⇒ 1万円	1万2000円 ⇒ 1万5000円
死産児および上記以外	3000円 ⇒ 6000円	1万円 ⇒ 1万2000円